

■健康スポーツ・文化教室（会場：エコ・スپいづみ多目的スペース、参加費無料、当日申込OK！）

●健康体操教室（通年）

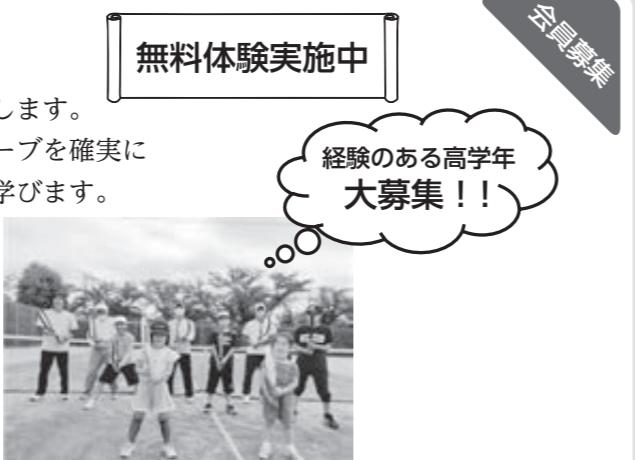
音楽にあわせて楽しく体操できます。
無理なく有酸素運動ができます。
日時 毎週木曜日 10時10分～11時15分
(第5週休み)
持ち物 運動着、室内履き、飲み物、ヨガマット（貸出可）

●運用評定

■すぎスポーツ会員募集（すぎスポーツ入会金1,000円）

●硬式ジュニアテニス

ファミリー感いっぱいのテニスクラブです。
・初めてラケットを握る人…大丈夫！個別でしっかり指導します。
・ちょっと自信のある人…まずはストローク、ボレー、サーブを確実に
・ゲームをしたい人…ダブルスを楽しめる技術とマナーを学びます。
日時 毎月第1・3土曜日 8時～10時
場所 杉戸西近隣公園
対象 小学生1～6年生 ※初心者は2名まで
会費 1,000円/月
(保険料800円/年)
定員 2クラス制 各クラス8名まで（現在）



●ボウリング

楽しい仲間と一緒に練習ができます。年数回大会を実施しています。お気軽にご参加ください。
日時 毎月第1・3・4木曜日 14時～16時
場所 ビッグボウル杉戸
会費 500円/月（その他保険料、別途ゲーム代）



余暇を「学び」に使ってみませんか

「すぎと町民大学」第13期生を募集します

学習期間 4月～令和8年3月（全17回）
月2回程度・原則土曜日午後

開催場所 役場会議室など

対象 町内在住・在勤の4月1日現在18歳以上の方
年間を通じて受講する学習意欲と協調性のある方

学習内容 基礎講座 杉戸町に関することや日常の生活に
身近な内容

教養講座 幅広い視点からの学術的、専門的な
内容

問合せ 社会教育課 社会教育担当
内線482・492

定員 20名（申込順）

学費 年間8,000円/人（講座内容により別途実費
負担あり）

受付期間 3月3日(月)～4月11日(金)

申込方法 社会教育課窓口、各公民館、生涯学習セ
ンターで配布中の申込書を記入の上、学
費を添えて社会教育課窓口へ申込

※すぎと町民大学の卒業生（予定の方含む）で、再
入学を希望する方は、お問合せください。

申込・問合せ

NPO法人杉戸町総合型スポーツクラブすぎスポーツ
（48）5161（月・水・金10時～16時）



犬の登録・狂犬病予防注射をしましょう

登録・問合せ

環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

狂犬病予防のため、生涯1回の登録と毎年1回の予防注射が義務付けられています。町では、飼い犬の「登録」と「予防注射」を促進するため、集合注射を行います。登録済みの方には、案内はがきをお送りします。

集合注射日程

はがき（送付された方のみ）と費用を持参し、希望日・
時間に飼い犬と会場にお越しください。

月日	時間	会場
4月	10日(木) 13時30分～15時	高野農村センター 杉戸西近隣公園
	11日(金) 13時30分～15時	保健センター 南公民館
	14日(月) 10時～11時30分	生涯学習センター 東公民館
	15日(火) 10時～11時30分	生涯学習センター 泉公民館
	13時30分～15時	

※左記日程で狂犬病予防注射を受けられない場合は、
動物病院で注射をした後、環境課（環境センター内）
で手続きをしてください。（新規登録／3,550円、
登録済／550円）

※生後3か月未満や妊娠中、産後1か月未満の犬は、
後日注射をしてください。

※注射は、健康な犬が体調の良い時に受けることが原
則です。

※病中・病後および健康状態に異常のある犬は、かか
りつけの獣医師に相談の上、注射をしてください。

新しく犬を飼った、
飼い犬が死亡した、
年1回の予防注射が
済んだ、その際は環境課で
手続きをしましょう。



集合注射費用（1頭につき）

当日は、鈔銭の無いようご協力をお願いします。
新規登録／6,500円
(登録料3,000円、注射料金2,950円、注射済票代550円)
登録済／3,500円
(注射料金2,950円、注射済票代550円)

ペット飼育のマナー等を守りましょう

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

犬

フンの後始末は、飼い主の最低限のマナーです。



「家の周りで犬にフンをされて困る」という苦情が、多く寄せられています。
散歩の際は、ビニール袋などを持ち歩き、フンは必ず持ち帰りましょう。

※フン害防止啓発用の環境美化看板を無料配布しています。ご希望の方は、環境課
(環境センター)へお越しください。

「犬が吠えてうるさい」など犬の飼育に関する指導の相談については、幸手保健所へご連絡ください。

犬の飼育に関する相談 幸手保健所 ☎ (42) 1101



猫

野良猫へのエサやりは、飼うことと同じという意識を持ちましょう。



「野良猫にエサをあげている人がいる」という
苦情が、多く寄せられています。

町では『埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例』に基づき指導を行っていますが、野良猫への
エサやりは条例に違反する行為ではありません。
しかし、野良猫にエサを与えることは飼うことと
同じという意識を持ち、マナーを守りましょう。
※町では野良猫の保護は行っていません。

猫に関する相談 埼玉県動物指導センター南支所 ☎ 048 (855) 0484

●猫を適正に飼育しましょう

【終生飼育】
愛情と責任を持って生涯世話をしましょう。

【屋内飼育】
交通事故などから守るために屋内
で飼育しましょう。

【不妊去勢手術】
繁殖を望まない場合は、不妊
去勢手術をしましょう。

【名札】
連絡先を明記した首輪やマイク
ロチップをつけましょう。